

返戻金制度について

【返戻金制度とは】

当財団の職業紹介により入社した求職者が、入社 11 か月以内に自己都合による退職又は本人の責めによる雇用契約が終了した場合、当財団が受領した職業紹介手数料から次に定める算定基準の金額を求人者に返還する制度です。ただし、契約書・覚書等で別途定めた場合は当該定めによります。

【返戻金の算定基準】

1. 入社日前日までに求職者から内定辞退があった場合（理由不問）
・・・紹介手数料の <全 額> を返還
2. 入社日が属する月の末日までの在籍日数が 15 日以内の自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 11.5> を返還
3. 入社日が属する月の末日までの在籍日数が 16 日以上自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 11> を返還
4. 入社月の翌月初日から同月末日（入社 2 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 10> を返還
5. 入社月の翌々月初日から同月末日（入社 3 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 9> を返還
6. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 4 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 8> を返還
7. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 5 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 7> を返還
8. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 6 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 6> を返還
9. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 7 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 5> を返還
10. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 8 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 4> を返還
11. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 9 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 3> を返還
12. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 10 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 2> を返還
13. ※ 以降、月次加算・・・・・・（入社 11 か月以内に相当）までの自己都合退職又は雇用契約終了
・・・紹介手数料の <12 分の 1> を返還
14. 入社後 11 か月を超えて勤務した後の自己都合退職等については返戻金の対象となりません。
15. 求職者の入社後の退職理由が本人の都合ではない場合（会社都合、通勤時や業務上の怪我等不測事態、労働条件が当初の雇用契約内容と著しく異なるもしくは法令に反しているなどの理由により、退職はやむを得ないことが客観的に認められる場合）、返戻金の対象となりません。なお、病気や業務時間外での怪我等の影響による退職は、自己都合のため返戻金の対象となります。
16. 前項の範囲内では判断できない退職事案が生じた場合、求人者と当財団がお互い誠意をもって協議することとします。
17. 学校卒業見込み者を対象とする職業紹介についても、全項（1.～16.）に準じます。

以上